スターティアテクノス BPO 契約約款

この「スターティアテクノス BPO 契約約款」（以下「本約款」という。）は、お申込者からスターティアテクノス株式会社（以下「当社」という。）に対するバックオフィス業務（以下「本件業務」という。）の委託に係る契約（以下「本契約」という。）に適用される。

第 1 条（約款の変更）

当社は、改訂日の 1 カ月以上前に当社のホームページに告知することで、本約款等を変更することができる。ただし、変更内容が誤字若しくは脱字の修正等の軽微な変更である場合、又はお申込者の一般の利益に適合する場合、当社は直ちに本約款等を変更することができる。

第 2 条（目的）

1. 本件業務は、当社の商材である RPA、AI-OCR 及び JENKA、その他のツールを活用して、業務の効率化を図ることが可能な事務作業に限られるものとし、以下の各号の業務は、本件業務の対象外とする。お申込者は、以下の各号の業務を当社に委託することができない。
   (1) お申込者の事業に関する専門的な知識を要するもの。
   (2) 弁護士、弁理士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、又は司法書士等の士業の独占業務に該当するもの。
   (3) 許認可が必要なもの。
   (4) 前各号の他、当社が本件業務として取り扱うことが難しいと判断したもの。

第 3 条（本契約の成立）

1. 当社及びお申込者は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法で、本契約を締結することができる。なお、本件業務の詳細は見積書又は関連する資料に記載のとおりとする。
2. 当社は、審査の結果、お申込者からの本契約の申込みを承諾できないことがある。
3. 当社が、お申込者からの契約の申込みを承諾したことをもって、本契約の成立とする。
4. 本契約の成立により、お申込者は本件業務を当社に委託し、当社はこれを受託する。

第 4 条（業務遂行体制）

1. 本契約成立後、当社は、本件業務の管理責任者を選任し、速やかにお申込者に通知する。お申込者は、本件業務に関し当社に連絡を行う場合、管理責任者を通じて行うものとし、原則としてお申込者は、当社の他の従業員に直接連絡しない。
2. お申込者及び当社は、本契約に基づくお申込者及び当社間の取引が労働者派遣事業及び労働者供給事業に該当しないよう、次の各号に規定される業務遂行体制を遵守する。

(1) お申込者は、本件業務を実施する当社の従業員（以下「当社従業員」という。）に対し、業務上の指揮命令をしてはならない。
(2) 当社は、当社従業員の作業の割り付け、作業の順序を自らの判断で決定する。
(3) 当社は、当社従業員の人数、労働時間、休憩、休日及び時間外労働等を自らの裁量と責任において決定するとともに、当社従業員の勤怠管理を当社自ら行う。
(4) 当社は、当社従業員の使用者として、労働法上の責任を負う。

3. 当社は、見積書において想定された業務量を超える業務依頼があった場合、納期の延長などについてお申込者に協議を求めることができる。協議が調わない場合、当社は、当該業務の実施を断ることができる。

第 5 条（資料等の提供及び返還）

1. お申込者は、当社に対して、当社が本件業務を遂行するために必要な資料（データを含む。）を無償で開示又は提供し、またお申込者及び当社が別途合意した専用端末等の機器を無償で貸与する。
2. 当社は、お申込者から開示又は提供された資料及び機器（以下、総称して「資料等」という。）を善良なる管理者の注意をもって保管管理し、本件業務を遂行する目的以外の目的には一切使用しない。
3. 当社は、本件業務が完了し又は資料等が不要になった場合、速やかに資料等をお申込者に返還（データは削除。）する。

第 6 条（報告）

1. 当社は、本契約の定めに応じて、毎月、当月の本件業務の実施内容及び要した工数を、お申込者に書面又は電子メール等の電磁的方法により報告する。
2. 当社は、本件業務の遂行に支障が生じるおそれのある事故が発生した場合、直ちにお申込者に報告し、お申込者の指示に従う。

第 7 条（納品）

1. 本条及び次条の規定は、当社が、本件業務の履行に伴って成果物を作成するときに適用される。
2. お申込者及び当社は、成果物の納期を、業務量及び業務の難易度などを考慮の上お申込者及び当社が協議して定める。
3. 当社は、お申込者及び当社が協議のうえ決定した納期までに成果物を納入するよう努める。
4. 当社は、納期までに成果物の納入を完了することができないと予想されるとき、又は完了することができなかったときは、速やかにその理由、納品予定日等を、書面又は電子メール等の電磁的方法によりお申込者に届け出る。事後の処理については、お申込者及

び当社が協議のうえ定める。

5. 成果物の所有権は、引渡しと同時に当社からお申込者に移転する。

第 8 条（危険負担）

1. 納入前に成果物に滅失、毀損が生じた場合、お申込者の責めに帰すべき場合を除き、当社の負担とする。
2. 納入後に成果物に滅失、毀損が生じた場合、当社の責めに帰すべき場合を除き、お申込者の負担とする。

第 9 条（知的財産権）

1. 本件業務の遂行の過程で得られた発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下同じ。）その他の知的財産権は、従前から当社が保有するものを除き、本件業務の対価の受領時に当社からお申込者に移転する。
2. 当社は、お申込者に対して、本件業務の遂行の過程で得られた著作物に係る著作者人格権を行使しない。
3. お申込者及び当社は、前二項に定める権利の帰属及び不行使の対価が第 11 条（支払）に定める本件業務の対価に含まれることを相互に確認する。
4. 当社の商材である RPA、AI-OCR 及び JENKA その他本件業務に使用したプログラム等の発明、考案、意匠、著作物その他一切の成果に係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権及びその他の知的財産権は当社又は当社に権利を許諾している者に留保される。

第 10 条（カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. お申込者は、当社に対して、スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメント基本指針（URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment/、以下「カスハラ基本指針」という。）に掲げる、カスタマー・ハラスメントに該当し得る行為を行ってはならない。
2. お申込者が前項の規定に違反したときは、当社はカスハラ基本指針に従い、本件業務の対応を拒絶することができる。この場合、当社は、お申込者に対して債務不履行責任を負わない。
3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い、警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処する。

第 11 条（支払）

1. 本件業務の対価の金額又はその計算方法は見積書に定めるとおりとする。
2. 当社は、本件業務の対価の請求業務及び代金の受領業務をスターティア株式会社（以下「スターティア」という。）に委託する。
3. スターティアは、毎月 10 日頃に請求書を発行する。お申込者は、スターティアが運営管理する請求書管理用 WEB ページから請求書 PDF をダウンロードすることができる。
4. 前項の規定にかかわらず、お申込者が請求書の郵送を希望するときは、請求書発行手数料として 200 円（税抜）を当社に支払う。
5. お申込者は、以下の各号のいずれかの方法で、本件業務の対価を当社に支払う。
   (1) 銀行振込
   お申込者は、本件業務の実施月の翌月末日までに、当社の指定する銀行口座に振り込む方法により本件業務の対価を当社に支払う。振込手数料は、お申込者の負担とする。
   (2) お申込者名義の銀行口座から引き落とし
   お申込者は、本件業務の対価を本件業務の実施月の翌々月 5 日（金融機関の休業日の場合は、その翌営業日）に、お申込者名義の銀行口座から自動引き落としの方法により、当社に支払う。
6. お申込者からスターティアへの本件業務の対価の支払いと同時に、お申込者の当社に対する本件業務の対価の決済は完了する。
7. 当社は、経済情勢の変化、物価変動、天災地変、法令の制定若しくは改正等、業務量の増大その他著しい状況の変化があった場合には、本件業務の対価の増額についてお申込者に協議を求めることができるものとする。この場合、お申込者は、誠実に協議に応じるものとする。

第 12 条 （再委託）
1. 当社は、本件業務の全部又は一部を第三者（以下「再委託先」という。）に再委託することができる。
2. 当社は本約款における当社の義務と同等の義務を再委託先に対して課すものとし、再委託先がこれに違反したときは、再委託先の行為につき、本約款に定める範囲で責任を負う。

第 13 条（権利義務の譲渡禁止）
お申込者及び当社は、相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡し、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡若しくは引き受けさせ、又は担保に供してはならない。

第 14 条（秘密保持）

1. お申込者及び当社は、本契約の遂行により知り得た、相手方の技術上又は営業上その他業務上の一切の情報及び個人情報（以下、総称して「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行以外の目的に使用してはならない。なお、お申込者及び当社は、第 5 条（資料等の提供及び返還）に規定される資料等が秘密情報に該当することを相互に確認する。
2. お申込者及び当社は、秘密情報の漏洩、滅失、毀損又は盗用を禁止するための合理的な安全管理措置をとらなければならない。
3. お申込者及び当社は、本件業務の遂行のために必要な範囲内に限り、秘密情報の使用、加工、複写及び複製を行うことができるものとし、他の目的でこれらの行為をしてはならない。お申込者及び当社は、秘密情報の加工物、複写物及び複製物についても秘密情報として取り扱う。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、お申込者及び当社は、次の各号に掲げる場合に、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができる。
   (1) 自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合
   (2) 法令又は行政機関、裁判所、地方公共団体又は金融商品取引所の要請若しくは規則に従って開示する場合
5. 第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する情報については、秘密情報としないものとする。ただし、個人情報については、個人情報保護法の定めに従い適正に取り扱う。
   (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
   (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
   (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
   (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
   (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
6. お申込者及び当社は、秘密情報の漏洩、滅失、毀損若しくは盗難又は本条に対する違反等の事件・事故が発生した場合、相手方に直ちに報告しなければならない。

第 15 条（損害賠償）

1. お申込者及び当社は、自らの責に帰すべき事由により相手方に直接、かつ現実に発生した通常の損害に限り、これを賠償する。
2. お申込者又は当社が、前項の規定に基づき相手方に対して負担する損害賠償責任は、お申込者又は当社の故意又は重過失による場合を除き、損害の直接の原因となった本契約に定める本件業務の対価の 1 カ月分を上限とする。

第 16 条（不可抗力）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、稲妻、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他労働争議、交通の寸断、輸送機関の事故、通信回線の障害、停電、エネルギーの供給統制、サイバー攻撃、仕入先の倒産、その他不可抗力による本契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わない。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. お申込者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約する。
   (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらの者を総称して「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ反社会的勢力に協力・関与していないこと
   (2) 自らの役員、実質的に経営を支配する者、親会社、子会社又は関連会社が前号に該当しないこと
   (3) 自らが、又は第三者を利用して、相手方に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害及び信用の毀損をする行為、その他これらに準ずる行為等を行わないこと。
2. 前項の規定違反により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。また、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができない。

第 18 条（中途解約）

1. お申込者は、60 日以上前に当社に書面又は電子メール等の電磁的方法により通知することにより、本契約を中途解約することができる。
2. 当社は、30 日以上前にお申込者に書面又は電子メール等の電磁的方法により通知することにより、本契約を中途解約することができる。

第 19 条（契約解除）

1. お申込者及び当社は、相手方が次の各号のいずれか一つ以上に該当する場合は、何らの催告も要せず直ちに本契約の全部若しくは一部を解除することができる。
   (1) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。
   (2) 支払停止若しくは支払不能の状態におちいったとき。

(3) 手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
(4) 第三者より差押え、若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
(6) 解散の決議をしたとき。
(7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき。
(8) 第 17 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき。
(9) その他、前各号に準ずる事由が生じたとき。

2. お申込者及び当社は、相手方が前項各号以外の本契約の条項に違反し、かつ、当該違反に関する書面による通告を受領した後 2 週間以内にこれを是正しない場合、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。
3. お申込者及び当社は、自らが前二項のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を喪失し、相手方に対する債務を直ちに履行しなければならない。
4. 第 1 項又は第 2 項の規定による本契約の解除は、契約を解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第 20 条（契約期間）

本契約の契約期間は、見積書に定めるとおりとする。

第 21 条（残存条項）

本約款の第 5 条（資料等の提供及び返還）第 3 項、第 8 条（危険負担）、第 10 条（カスタマー・ハラスメントの禁止）、第 12 条（再委託）第 2 項、第 13 条（権利義務の譲渡禁止）、第 14 条（秘密保持）、第 15 条（損害賠償）、第 17 条（反社会的勢力の排除）第 2 項、第 19 条（契約解除）第 3 項及び第 4 項、本条、第 22 条（準拠法）並びに第 23 条（管轄裁判所）、第 24 条（スキャン代行サービスに関する特約）の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

第 22 条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈される。

第 23 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 24 条（スキャン代行サービスに関する特約）

1. 本条の規定は、お申込者が本件業務としてスキャン代行サービス（以下「スキャン代行サービス」という。）を当社に申し込む場合に適用される。
2. お申込者は、スキャン代行サービスについて、次の各号に規定される事項を確認する。
   (1) GDPR 等の外国法には準拠していないこと。
   (2) 完全なテキストデータ変換、スキャンデータの完全性・正確性・利用可能性につき何ら保証するものではないこと。
3. スキャン代行サービスによるスキャン対象物の保管集配業務は、下記 URL に掲載される「スキャン対象物の保管集配について」に従って提供される。
   URL：https://startiatechnos.co.jp/legal/agr_bpo_attachment_scan.pdf
4. 次の各号に掲げる作業は、スキャン代行サービスの対象外とする。お申込者は、当社によるスキャン対象物の引取りに際し、あらかじめスキャン対象物を分別する。
   (1) スキャンのやり直し。
   (2) テキストの修正・編集。
   (3) スキャン対象物の分別。
5. お申込者は、スキャン対象物が当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権を侵害し、又は複製により当該権利を侵害する場合、当該スキャン対象物についてスキャン代行サービスを当社に依頼することはできないものとする。
6. お申込者は、当社にスキャン対象物を複製させる正当な権限を有しており、スキャン対象物の複製が法令及び第三者との契約等に違反しないことを表明し保証する。
7. 当社は、スキャン対象物が、法的又は技術的にスキャン代行サービスの実施が困難又は不適切なものである、又はその恐れがあると判断した場合（次の各号のいずれかに該当する場合を含むがこれに限られない。）、回収、スキャン、廃棄又は溶解を実施しないことができる。
   (1) 市販の書籍等の第三者の著作物。
   (2) 紙以外（プラスチックカード等）又は特殊な加工がされている書類。
8. 当社は、お申込者が梱包したスキャン対象物が開封されることなく保管、返却等された場合、スキャン対象物の中身について生じた一切の事象について、お申込者が当社の責に帰すべき事由によって生じたものであることを証明しない限り、何らの責任を負わない。
9. お申込者は、OCR データの検収完了後にスキャン対象物の廃棄又は溶解を指示する。お申込者は、スキャン対象物の廃棄又は溶解の指示を行ったあとは、当社にスキャン対象物の返還を一切請求しないものとする。

以上

スターティアテクノス株式会社

2026 年 11 月 1 日制定